

下水道使用料等検討委員会会議録

第1回 平成23年2月25日（金）午前10時00分 開会

【施設建設担当課長】 ただいまから、第1回東久留米市下水道使用料等検討委員会を開会いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。お手元の次第に沿って議事を進行させていただきます。

最初に、市長から委嘱書、任命書の交付を行ないます。本日は〇〇委員が欠席となっておりますが、東久留米市下水道使用料等検討委員会設置要綱第5により会議の開催にあたり委員の過半数の出席が得られておりますので、本日の会議は成立いたしております。

【市長】 ～委嘱書、任命書の交付～

【施設建設担当課長】 続いて、市長からごあいさつ、並びに当委員会への下水道使用料のあり方についての調査・検討報告の御依頼を申し上げます。

【市長】 委員の皆様おはようございます。今ほど、皆様方に東久留米市下水道使用料等検討委員会委員の委嘱をさせていただきましたが、お仕事をお持ちでありましたり、地域での御活動をなさったり、いろいろと御活躍されている中、大変お忙しいところ本委員会の委員をお引き受けいただき感謝申し上げます。

本市の下水道事業は昭和39年に滝山団地の区画整理事業とともに始まり、その後、人口急増期から河川の汚濁が進んだことや下水道整備に対する市民要望が多くあったこと、国を上げての下水道の普及が叫ばれたこと等もありまして、汚水下水道の整備に力を注いでまいりました。

現在では、汚水下水道は100%整備され誰でもが汚水下水道を利用できる状況にあります。その結果、河川環境も格段に改善され、快適な住環境が整ってまいりました。

また、昨年末には秋篠宮殿下をお迎えし、「湧水保全フォーラム全国大会 in ひがしくるめ」が開催され盛況を博したことは皆様方も御存じのことと存じ上げます。

一方、現在までに汚水、雨水事業に460億円を超える事業費を投入してまいりましたので、平成21年度末で、まだ起債元金残高が174億円を超え、毎年多額の元利償還を行っているという状況でもございます。

また、下水道施設ですが、下水道管渠等の耐用年数が50年とされている中で、すでに30年を超えるものが全体の23%強を占めるに至っています。今後はこれら施設を計画的に更新していかなくてはなりません。

東久留米市の下水道は汚水と雨水が別系統の分流式下水道を採用しておりますことから、雨水にかかる経費は、社会全体で便益を受けることから税金で、汚水にかかる経費は、受益者負担の考え方から排出量に基づいて利用者からいただく下水道使用料で賄っております。

これまでも使用料改定を含め人員削減や契約方法の見直しなど経営努力を行なっ

てまいりました結果、平成２１年度決算で、汚水下水に１００円を投資し、約７７円が使用料として回収されている状況まで達してまいりましたが、不足分２３円につきましては、現下の逼迫している市の一般会計予算の中から補填し、賄っている状況でもあります。

このことから、下水道事業とりわけ汚水下水道事業は、使用料収入で賄うことが大原則で独立採算であることが強く望まれる事業です。

このような今後の老朽化施設の対応、下水道収支状況から、下水道事業の財政健全化、一般会計への依存からの脱却を目指すために、委員の皆様には（１）下水道使用料のあり方（２）その他、下水道に関することにつきまして、下水道事業に関しての提案なども含め、調査、検討していただき、平成２２年度から２３年度にかけまして御報告願いたくお願いするものであります。

大変短い期間で恐縮でございますが、よろしく御検討賜りますようお願い申し上げます。

【施設建設担当課長】 以上をもちまして、東久留米市下水道使用料等検討委員会委員の委嘱、任命式を終了させていただきます。ここで〇〇委員が所用のため退席させていただきます。次に都市建設部長よりごあいさつを申し上げます。

【都市建設部長】 本日は大変お忙しい中、第１回東久留米市下水道使用料等検討委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

下水道事業は、社会資本整備において欠かすことのできない施設であり、昭和３９年から事業着手し、市内どこでも水洗トイレが使える、衛生的で快適な生活が送れるようになったとともに、汚れていた河川の水質は見違えるように改善され、市民が親しめる河川環境となってきたことは下水道事業の大きな成果であります。

前回の検討委員会の報告にもありました、今後においても３年程度を目途として使用料の定期的な見直しを行なっていくこととともに下水道経営の更なる努力の必要性が求められておりました。

その後、市としましても行政改革を推進する中で、下水道事業におきましてもこれまでの組織の見直しにより、下水道課が施設管理課に統合され、人員削減や維持管理のアウトソーシング化、地方債の繰上償還等の実施により、汚水処理経費回収率も大幅に改善されてまいりました。

しかし、これまでにかかった莫大な建設費の借入金の返済が、まだまだ多額の金額の半額でございまして、平成２１年度末におきましては元金が１７４億円残っております。

また、今後３０年以上経過した施設の効率的な維持管理費もふえていくことから、使用料のあり方について御検討をいただきたくお願いするものであります。

本検討委員会は、委員名簿にもありますように学識経験者２名、市民の方５名、市職員１名の計８名で構成されております。

委員皆様の広い知識で下水道使用料のあり方について御提言いただければと思っております。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今後の下水道事業に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

～事務局職員自己紹介～

【施設建設担当課長】 つづきまして、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。

～委員自己紹介～

【施設建設担当課長】 皆様ありがとうございました。先ほど報告させていただきましたが、本日〇〇委員が欠席となっております。次回の委員会で自己紹介をいただきたいと存じます。

続きまして、委員長、委員長職務代理の選出をお願いしたいと存じます。

お手元の東久留米市下水道使用料等検討委員会設置要綱第４に、委員長は委員の互選。委員長職務代理は委員長による指名となっております。どなたか委員長に御推薦はございませんでしょうか。

【委員】 前回の委員でもございますし、〇〇委員はいかがでしょうか。

【施設建設担当課長】 ただいま〇〇委員より〇〇委員のご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。異議なしということでしょうか。御異議ないようですので、〇〇委員に委員長をお願いしたいと存じます。〇〇委員、委員長席に移動をお願いいたします。

次に、委員長職務代理者を委員長より御指名いただきたいと思います。

【委員長】 〇〇委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

【施設建設担当課長】 ただいま委員長より委員長職務代理に〇〇委員のご指名がございました。皆様よろしいでしょうか。御同意を得たものといたします。

それでは、委員長、委員長職務代理が決まりましたので、委員長、委員長職務代理者の順にごあいさつをお願いしたいと存じます。

【委員長】 ただいま皆様の御推挙により委員長に就任いたしました。大変役不足ではございますが、皆様の英知と御理解、お力添えをいただいて、この職務を全力で務めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

就任にあたって、これから市長から調査・検討報告の依頼をいただくわけですが、私たちはこの限られた短い時間、制約の中で、市の下水道事業に関する現状、問題等々をともに質疑し、討議し、検討していくということをこれから重ねていきたいと思っております。

なお、事務局をお願いいたしますけれども、これから初めての言葉や数字が出てきますので、それを丁寧にかつ分かりやすく、自分たちはもう慣れているので行政用語を含めてお話しをしますが、私たちは初めて聞く言葉もありますので、その点はいかようなのですが、丁寧に御説明いただくと。数字も細かいですとなかなか分かりにくいので、ある面では大雑把に大きな数字の中で、それを足したり引いたり割ったり掛けたり、そういうパーセンテージの算出についての説明は、分かりやすく判断ができる材料提供をぜひ御協力いただきたいと思います。そして、委員の皆様にはどんな小さな、また、こんなことを聞いたらなどと思わず、遠慮なくどんなことでも質問し、そして、御意見を述べていただきたい。この小さな意見を、私たち委員会は大事にしていきたい。そのような民主的な会をぜひ皆さんで作りに上げていきたいと考えておりますの

で、微力な委員長であります、そのような気持ちをもって進めたいと思いますので、御協力とお力添えをお願いしたいということで、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【施設建設担当課長】 ありがとうございました。続きまして、職務代理をお引き受けいただきました〇〇委員からお願いいたします。

【職務代理者】 今思いますと、小さい時、黒目川はたいへん汚かったです。非常に汚くて、小さい時はそうは思わなかったのですが、大学を出てサラリーマンをしまして、その間、東京を離れていたのですが、たまに戻ってくると、目に見えてすごくきれいになっていたと。やはり、污水处理は大変だなと思いました。

縁あってこの東久留米に住んでいるわけですので、今以上に東久留米の水がきれいな水になるために、肩肘張らないで、みなさんと一緒になって検討委員会を進めいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【施設建設担当課長】 ありがとうございました。ここで委員長・委員長職務代理が決まりましたので、改めまして市長より、下水道使用料等検討委員会への調査・検討報告の依頼をいたします。

【市長】 ～調査・検討事項の依頼～

【施設建設担当課長】 なお、市長につきましては、ほかに会議がございますので、ここで退席させていただきます。御容赦いただきたいと存じます。

それでは、これより委員会の進行を委員長にお願いいたします。

【委員長】 それでは、お手元の次第にしたがって会議を進めます。

事務局に資料の説明を求めます。

【施設建設担当課長】 先ずお手元に御配付の資料の確認を、下水道計画係長よりさせていただきます。

【下水道計画係長】 それでは、各配付資料のご確認をさせていただきます。

資料1が事務連絡、資料2が検討委員会名簿、資料3が検討委員会設置要綱、資料4が検討委員会スケジュール(案)、資料5が傍聴についての定め(案)、資料6が東久留米市公共下水道プラン(素案)、資料7が東久留米市の下水道事業、資料8が多摩各市の1ヶ月当たりの下水道使用料の単価表(平成23年2月1日現在)、資料9は東久留米市の下水道使用料の改定経過・計算表を載せております。その他参考資料として、前回の下水道使用料等検討委員会報告書、東久留米市の公共下水道計画図(汚水・雨水)、パンフレット3種類を御配付しております。

資料5傍聴についての定めにつきましては、この後、施設建設担当課長から、その他資料6以降は、後ほど私の方から説明をさせていただきます。

それでは施設建設担当課長より委員会にお諮りする事項がありますので資料5を御用意ください。

【施設建設担当課長】 引き続きまして、私の方から資料5東久留米市下水道使用料等検討委員会傍聴についての定め(案)について、委員会の中でお諮りいただきたいと考えているものでございます。

今回、委員会の傍聴規定につきましては、委員会の中で傍聴を認めると定めていただいた上で、傍聴者がいらっしゃれば中に入ってください、2回目以降につきまして

も、この定めに添いまして委員会を傍聴いただくものでございます。その点につきまして、委員会の中でお諮りいただければと思っております。

もう1点は、委員会の会議録についてでございます。会議録につきましては、録音をさせていただき、委員の氏名をいれたかたちでの会議録を考えております。

以上2点につきまして、委員長におかれまして、お諮り願いたいと存じます。

【委員長】 事務局から、資料、委員会会議録、傍聴についての説明がありました。が、質問などございましたら挙手をお願いいたします。

【委員】 今回の目的は、資料3にある下水道使用料のあり方に関する事項とその他下水道に関することで何か提言があればという2つでいいですね——下水道というと、汚水と雨水でいいのでしょうか。

【施設建設担当課長】 下水道事業そのものは、雨水、汚水の2つの事業を抱えております。しかしながら、使用料に関しましては、汚水下水道のみが対象となります。

【委員長】 それでは先ほど、会議録、傍聴の説明をいただきましたが、委員の皆さんに、この2点についてお諮りしたいと思います。

まず、1点目ですが委員の皆さんの御意見、御承認をいただきたいと思っております。会議録に発言者の氏名を明記するということですが、御意見のある方はいらっしゃいますか。

【施設建設担当課長】 名前を抜いたほうがよいという御意見があれば、それはかまいませんので委員の皆様の御意見を伺えればと思っております。

【委員長】 質問ですが、インターネットで公表するのですか、あるいは、事務局の記録だけのために名前等々を録音で収めるのか、それについて説明願います。

【施設建設担当課長】 会議録につきましては、今回の会議録を次回の開催のときに皆様に見ていただき、御了解をいただいた時点でホームページ等に掲載するようなかたちになろうかと思います。

一字一句はなかなか難しいので、要点記述というかたちになろうかと思います。しかし、今後、傍聴規定等もありまして、委員会の開催をお知らせしていく中では、どういことを行なっているのかを示していかななくてはいけないということもございまして、皆様の御了承を得た上で、その後にホームページ等で掲載していきたいと考えております。

【委員長】 今の説明でわかりましたか。

【委員】 前回の会議録でも各委員の名前が出ていたということの理解でよろしいのでしょうか。

【委員長】 次の回に今回討議されたことについて細かいことは別にして、こういうようなことでいいですかというような話を、会議が始まる前に、皆さんに了解を得るという手続きだったですよ——たしか。

【施設建設担当課長】 会議録につきましては、今お話し申し上げましたように、1回目、2回目と続いた中で、次の回で皆様に会議録をお見せいたします。不都合等があってはいけないので、まず皆様に見ていただいた上で、問題ないということになりましたら、ホームページ等に掲載させていただくということございまして、その中で各委員の名前を入れていいものかどうかというところをお諮りしていただくとい

うことであります。

【委員長】 前はホームページに掲載はしなかったですね。

【委員】 ホームページに会議録を載せるのは初めてのケースかということを聞いたかった。

【施設建設担当課長】 前回は載せさせていただいております。

【委員】 名前は入っていたのでしょうか。

【施設建設担当課長】 前は名前を入れておりません。今回、名前を入れるかどうかということを委員会でお諮りいただきたいと思います。

【委員長】 御意見をどうぞ。

【委員】 一度出来上がってきたものを確認してからでいいのであれば、1回とりあえずというかたちで進めて、次回もう一度確認すればいいのではないかと思います。

【施設建設担当課長】 出来上がりしだいお送りするかお持ちすることは、前回はやっておりますので、2回目のときに御意見をいただけるような段取りで前回はやっております。

【委員】 その時点でもう一度判断できるということですね。

【施設建設担当課長】 はい。ただ、一字一句を載せるわけではないので、要点記述になりますと聞き手の理解ということで勘違いが出てしまう部分があるといけないので、皆様に御確認していただいた上で、公表というようなかたちにならざるを得ない状況でございます。

【委員長】 委員会の目的に合った要点を、どんな小さな事でも大事なことは載せるという原則でいいのではないのでしょうか。皆さんがお考えになって名前を載せない方がいいとなれば、後で修正してもいいでしょう。どうでしょうか。

【施設建設担当課長】 見ていただいて、やはり言った通りのことを載せるとなると、全部列記になってしまうので、一度作ったものを見ていただくということでお願いできればと思っております。

【委員長】 言ったことと書いてみると違うことがあるので、文章のうえで手を加えるということも前回あったような気がします。

【委員】 それで私が思っているのは、この委員会だけでしょうか――たとえば色々な審議会とかありますが、それも名前入りの議事録でホームページに出る――

【施設建設担当課長】 名前を入れたほうがいいのか、入れないほうがいいのかということもありまして、それは委員会ごとに入れられないもの、入れるものがあるので、お諮りをさせていただいたということでもあります。

【委員】 我々は議員ではありませんから。市議の議事録などについて議員の名前を出すのは当然だと思いますが、われわれは一般市民なので、その一般市民の意見ということで、あえて名前を入れて会議録をホームページで公表というのは少しどうなのかと思います。

【施設建設担当課長】 前回は名前を入れないほうがいいのかという御意見もありました。委員会でお諮りをして17年度の委員会では、お名前を入れないということになっておりました。

【委員】 名前を入れなければならないという理由はないのですね。名前を入れる

ことによりプラスになるのですか。

【施設建設担当課長】 我々がプラスになるとかマイナスになるということではなくて、せっかく委員として御出席いただいているので、お名前が入れたほうがいいのではということです。お名前を入れる必要がないということであれば、それは入れない会議録とさせていただくということでございます。

【委員長】 課長が口火を切ったので、そのような御意見が出ましたが、名前を入れるか入れないか、委員がそれぞれ自由に討議するという環境から言えば、氏名を公表するまでもないと、今、委員から意見があったそれぞれの立場で御意見を述べると——つまり、述べやすい状態というかそのような委員会のあり様のほうがいいと思います。ですから、できれば御賛同をいただいて、名前を入れないで会議録を作るということで、当委員会としてまとめるということでは、皆さんのお気持ちはそのようなことだと理解いたします。それでは、会議録についてはお名前を入れないで作成して、それぞれの委員にチェックしていただきながら整理していくというかたちを採りたいと思います。

【施設建設担当課長】 皆様に確認していただく際はお名前を入れたほうがよろしいでしょうか。

【委員長】 それは中のことですから入れていいのではないですか。

【施設建設担当課長】 それでは、そのようにさせていただき、外に出す際は名前を入れないで作成させていただきます。

【委員長】 記述が自分の意図する内容ではない場合は、自分の考えはこういうことだとそこで訂正していただくということで、名前があってもいいわけですね。あくまでも会の中でのまとめとして取り扱うということでお願いしたいと思います。

続いて、傍聴の件についてお諮りしたいと思います。委員会の傍聴についてはいかがいたしましょうか——了解ですか。それでは、傍聴については前回と同じように、傍聴にいらした方は、委員会での私たちの真摯な姿勢、それぞれの立場での検討・討議をどんどん聞いていただいて、御理解を深めていただく方向で了解したいと思います。今日はいらっしゃいませんか。前回は議員さんがお見えになり、傍聴いただきました。それでは、傍聴については皆さんの御了解を得て委員会に歓迎を申し上げたいと思います。

【施設建設担当課長】 検討委員会の初日ということでございますが、委員の皆様方に計画係長と私から御説明をさせていただきたいところがございます。

まず、資料6でございます。下水道プランにつきまして、計画係長から説明させていただきます。

【下水道計画係長】 それでは、資料6 東久留米市下水道プランについて御説明させていただきます。

この下水道プランを作った目的でございますが、2 ページ目をお開きください。

下水道事業を取り巻く環境の変化と課題に対応するために、中長期的な視点を踏まえることが今後重要となってきました。この中で、国土交通省では平成17年に100年という長期を見据えた下水道事業の方向性を示した「下水道のビジョン2100」を策定いたしました。この中で、21世紀型下水道への転換を目指すものとし

て平成19年に下水道ビジョン2100を踏まえつつ、概ね10年程度の下水道政策の基本的方向と施策ごとの整備目標及び具体的な施策の考え方について示した、下水道中期ビジョンというものが国のほうで取りまとめられております。

東久留米市においても、この中期ビジョンによる方針を踏まえ、地域特性等に配慮した今後10年間の整備目標、具体的な施策等を考慮した中長期的な計画として「東久留米市公共下水道プラン」を今回策定いたしました。

この経過の位置づけでございますが、4ページ目を御覧ください。東久留米市第4次長期総合計画におけるまちづくり及び東久留米市環境基本計画の目標する将来環境像の達成のために、下水道事業を通して貢献していくものと位置づけております。下水道プランの位置づけにつきましては、その下の図の1-2を見ていただき、真中に東久留米市公共下水道プランがありまして、その下に公共下水道計画がくると、上位に東久留米市第4次長期総合計画を位置づけております。計画期間につきましては、5ページ目でございますが、平成23年度から平成32年度の10年間の計画を示しております。そのうちの、最初の5年を前期計画、後ろの5年を後期計画として施策の優先度などを加味して各期間で行なう施策を示しております。

続きまして、31ページ、下水道事業の目指すべき方向としまして、33ページの下図3-3「下水道事業が貢献するまちづくり」ということで、東久留米市第4次長期総合計画の中で、まちの将来都市像“自然、つながり、活力あるまち”東久留米・まちづくりの基本理念“みんなが主役のまちづくり”の基本目標の中で、下水道事業が貢献するまちづくりとして、生活の快適性を支えるまちづくりと、水とみどりにふれあうまちづくりを、まちづくり施策の下水道事業が貢献する施策として挙げております。

次に35ページをお開きください。今、申し上げました、下水道事業が貢献するまちづくり、生活の快適性を支えるまちづくり、水とみどりにふれあうまちづくりを踏まえまして、下水道の基本方針として3つ挙げております。1番目としては健全な水循環の再構築、2番目として安全・安心なくらしの実現、3番目として下水道経営基盤の強化。これの基本方針に基づきまして、第4章以下にそれぞれの基本目標を掲げ、個別目標、施策のあり方等を示しております。

38ページをお開きください。A3判の横長のものがございます。4-2下水道プランの施策体系がまとめてございます。左のほうから、下水道の基本理念がございまして、基本方針として3つあります。それぞれ基本方針の1についてが、体系として汚水処理、水資源としての雨水利用と水循環への活用、基本方針2としまして、安全・安心なくらしの実現の中で、浸水対策――これは雨水ですね。それから、地震対策、維持管理と施設の長寿命化計画を挙げております。基本方針の3、下水道経営基盤の強化ということで、経営改善の施策体系が挙げてございます。

また、それぞれ、施策の展開として、それぞれの体系に1から3までの展開をつけて取り組みを載せております。

以降、施策の展開等がございすけれども、時間のこともございますので、まだ、素案の段階でございすが、御一読をお願いいたします。

以上で資料6の説明を終わりたいと思います。

続きまして、ファイルの中にございます資料7について御説明させていただきます。

東久留米市の下水道事業ということで、まず、1番目沿革でございます。先ほど市長・部長も申し上げましたとおり昭和39年から下水道事業はスタートしております。

まず、はじめに単独公共下水道という事業でございまして、単独と言うと東久留米市だけで、処理場をもって川に流すという方式でございます。その事業の認可をいただきまして、下水道事業を着手いたしました。その後、東京都の流域下水道という計画が具体化した際に、そちらへの変更への切り換えを行ないました。流域下水道というのは、1市だけでなく何市か集まって下水の処理をして、川に流すという方式でございまして、東久留米市は荒川右岸東京流域下水道といって、全部で9市（東久留米・西東京・武蔵野・小金井・清瀬・東村山・東大和・武蔵村山・小平）で構成する荒川右岸区域と――で、清瀬の処理場まで最終的には幹線の管渠でもって行って、そこで処理をして柳瀬川に放流するという区域になってございます。

人口普及率は平成15年度で100%を達成しております。着手から平成21年度末までの総事業費は、約460億円でございます。このうち、建設された汚水の延長は、約288キロとなっております。

市内の河川の水質は、この下水道汚水施設の整備によりまして、親しめる河川環境となっていることは、下水道事業が貢献した一つの大きな成果だと捉えております。

次に2、これからの下水道事業として2点ほどあります。1点目については雨水の処理でございます。これまで、汚水を優先的に整備したこともございまして、浸水対策――道路の冠水の解消、雨水対策の整備率が、まだ12%でございますので、先ほどの下水道プランの中での、安全・安心なくらしの実現に向け、整備率が12%では十分とは言えませんので、今後の事業は雨水の下水道事業施設整備に移ってきているものでございます。2番目に、昭和39年から建設しておりますので、40年以上経っている下水道施設が約38キロございます。この巨額の費用でつくられた施設の延命――維持管理をするために、予防保全的な維持管理体制を確立していくことが必要となってきております。始めるにあたり、現在までの下水道施設の固定資産や償却資産を把握するために、平成19年度に下水道施設の電子化を行い、平成23年度からは固定資産台帳を運用し、今後の公営企業法の適用に備えていくものとして準備をしております。

また、今後10年の計画を示した、東久留米市公共下水道プランという素案を作りまして、これからこの下水道プランに沿って施策の展開などを行なっていきたいと考えてございます。

下水道は公益事業ということでございます。下水道事業というのは、都市生活を支える根幹事業の1つでございまして、水道・ガス・電気と同じ広域事業でございしますが、その重要性が認識されがたいということが言われております。これは、提供サービスの性質にあると思われます。快適な生活と健全な水辺環境が意識することなく提供するというのが、適切に維持管理されている状況であるということで、利用者にはその存在が認識されにくのではないかと考えております。

それを踏まえました下水道事業の経営でございます。下水道事業は地方公共団体が行なう事業として位置づけられております。地方財政法第6条と同法施行令第12条

で位置づけられております。したがって、特別会計という事業の設置と適正な経費の負担を前提とした下水道の独立採算制が義務づけられており、常に経費という視点が必要とされております。経費の負担区分としましては、料金——汚水と公費の負担の区分を目指しております。

下水道の経費は、雨水は公費、汚水は私費の原則を基本として、公費による一般会計が負担する経費は、下水道高度処理——高度処理というのは、1次処理、2次処理する処理が終わった後、高度処理がございまして、よりきれいな水にする処理でございます。この経費や高資本費対策にかかる費用となっております。

次に、2ページ目の21年度の経営状況が、資料4-1となっております。

次の3ページ目、21年度決算値——東久留米市下水道事業の収入と支出の決算値を載せてございます。上段が収入、下段が支出となっております。

次に、5番目の今回御検討いただく下水道使用料について、御説明させていただきます。

まず1点目としまして、下水道使用料に関する法律という点でございますが、6ページ目に移っていただき、地方財政法第6条が列記してございます。その中で、中段から下のほうで、当該企業の経営に伴う収入をもってこれにあてなければならないとなっております。

また、下水道事業は下水道法という法律がございまして、その第20条に基づきまして、条例により使用者から使用料を徴収できることとなっております。

また、同条第2項では、下水道管理者が具体的に使用料を条例で定める際に順守すべき基本原則を、次のとおり定めております。

次の点線で囲ってある個所に4点ほど書いてございます。

いままで申しました関連法律を要約いたしますと、3点ほどございます。下水道事業の経費は、経営に伴う収入——使用料をあてる必要があると。下水道使用料は条例により使用者から徴収できると。下水道使用料の設定は、基本原則を遵守して設定しなければならないと。これが関連法律の要約でございます。

2点目、下水道使用料の基本的な考え方でございます。考え方につきましては、昭和60年7月に国の第5次下水道財政研究委員会の提言において、下の括弧書きの使用料の基本的な考え方、2番目として使用料の対象費用ということでまとめられております。1番目でございますが、下水道使用料はその実態を考慮しつつ、下水道の費用負担のあり方を踏まえた使用料対象費用を基礎として、能率的管理の下における適正な管理の範囲内で定める必要があるというふうな考え方と、使用料の対象費用としては、汚水にかかる維持管理費、このうち公費で負担すべき部分を除いた全額を、対象とすべきと書いてございます。

次に5ページ目でございますが、下水道使用料につきましては以下のとおり設定しなければならないということで、汚水処理原価について2点ほど書いてございます。効率的経営の経営努力が行なわれ適正な維持管理となっていること。初期段階は原価が高くなる傾向があるので、長期的に収支の均衡を図ること。使用料の対象については、汚水にかかる維持管理費は100%使用料で賄うこと。汚水にかかる経営資本費は全額対象とすることが妥当であるが、事情を踏まえ範囲を限定することができること。

資本費につきましては、100%使用料で賄うことが望ましいが、建設段階においては高額になるので、範囲を限定するということで下水道使用料の基本的な考え方——少し専門用語がかなり出てきましたが、用語は解説が出ておりますので、そちらを御参照いただければと思っております。

以上で5番目までの説明とさせていただきます。

【施設建設担当課長】 それでは私のほうから6番目下水道使用料の検討と背景ということで、検討委員会の設置の必要性について若干御説明させていただきます。

検討の背景といたしましては、お手元の5ページを御覧いただきたいと思います。

下水道使用料のあり方の検討にあたっては、現在の下水道事業の経営状況と事業の進展経過、とりわけ建設経過を検証するとともに、将来の社会経済情勢などさまざまな視点から検討されなければならない。というようなことでございまして、今後、下水道事業を取り巻く環境といたしまして、以下の要素があるということでございます。

まず1点目が、本市におきましては、先ほどお話し申し上げたとおり、平成15年度に普及率100%に達していることから、これから新たに接続人口がふえるということがほとんどありません。現時点で99%を達成しておりまして、水需要がほぼ平行になってきているということとともに、省エネタイプの循環型社会になっておりまして、水需要が年々減ってきております。使用料を上げた前回の17年度におきましても件数はふえておりますけれども、水量は年々減ってきているという実態がございます。

さきほど係長から御説明いたしました2点目でございますが、汚水施設、下水道管ですとかマンホールは耐用年数が50年と言われておりますけれども、現時点で40年を経過している管が38キロ、全体の13%を超えている状況がございます。間もなく耐用年数が来るというものを、今後はいかに延命をさせ予防保全的な改築更新をしていかなければならないという状況がございます。そういったものを含めて、さきほどプランでも御説明しました汚水が、今後どういった事業を行なっていかなければならないかといったことを、これから先、2回、3回、4回目の検討委員会で数字を御提示させていただきながら、御検討いただくようなところになろうかと思っております。

3点目、4点目につきましては、一般的な日本の社会情勢のことでありまして、下水道事業におきましても、少子高齢化やデフレ傾向等による財政収支の歳入面での減少は、今後も引き続き続くという動きがございます。

一番大きな5番目でございます。使用料の原価に占める資本費、資本費は何かと言いますと、今まで建設に使いました莫大な費用の償還費であります。これは元金と利子を含めたものございまして、下水道事業はバブルの絶頂期に行なっていたものですから、当時の利率も8%台から現在のように1.何%という利率になっております。そういった高額な利率の部分がありまして、現時点の21年度末で償還元金が9億4千万円、利子が5億7千万円、トータルで15億1千万円もの金額を年間返還している状況でございます。

その結果としまして、未償還残額、雨水・汚水合わせてのものですが、元金で174億円余り残っております。そのうちの汚水分は169億円まだ残っております。ほ

とんどが汚水の借金だということでございます。この数字を見ていただいても、維持管理費よりも資本費、要するに借金の返済にかかる費用のウエートが大きいということから、お手元の２ページにあります経営状況の基準外繰入金というものがございます。これが本来使用料で賄わなければならない金額を一般会計からいただいている金額でございます。ここを限りなくゼロに近づけていかない限り、適正な経営をしていることにはならないということになります。そういったことから、これから先、御検討いただく中で、いかに基準外繰り入れを減らしていくかといったところを最大の争点にしていかなければならないと思っておりますのでございます。

また、大きな点では、今後におきましても下水道は欠かすことのできない社会資本整備でございます。そういった重要性のある施設ではございますが、市民の方々にはほとんど大事な施設だという事が認識されていない部分も正直でございます。そういった部分を今後は、多くの市民の方に触れていただく機会をふやし、知っていただくという努力を行政もしていかなければならないと思っております。

そういった、諸々のことを踏まえまして、今後の検討課題にしていければと思っておりますのでございます。

また、その次の、今お話し申し上げたことを踏まえまして、委員会設置の必要性につきましては、①から③これが大きな３つの柱としての主眼になるところでございます。１つ目は下水道事業へ一般会計からの繰り入れの縮減を図り、逼迫した一般会計の軽減を図るということが急務ということでございます。２点目は下水道使用料、いわゆる下水道を使用している市民の方々にはそれなりの応分の負担を求める必要があるというが、大事であることということでございます。３点目は、今後の公営企業会計、要するに独立採算を基本とする下水道経営は自前で経営しなさいということがありますので、その趣旨にたつて自立した事業を展開できるようにしていかなければならないという３つの視点から今後、検討委員会で御議論をいただき、新たな使用料の見直しにつなげていければと考えているところでございます。

また、ここには載っておりませんが、さきほど来から、市長並びに部長からお話しのありました中で、前回の検討委員会でもなお一層の下水道経営の努力、要するに改善努力をしていきなさいという御提言をいただいた中で、我々も何もしていなかった訳ではなく、これまでに、組織の見直しで、前回は環境部下水道課として委員会を立ち上げておりましたけれども、現時点では、組織の見直しによりまして、都市建設部施設管理課と一般会計と同じ組織の中で統合されて業務を行なっている状況でございます。その中で、人件費並びに効率的な事務処理が行なえる体制となりました。当時、環境部下水道課の時は１１名の職員がおりましたが、現在は７名の職員で下水道事業を行なっている状況でございます。

また、他の大きなところでは、これまで認めていただいていたなかった、債務の繰上償還が認められることになりました。そのためには、今後の下水道経営の経営健全化計画を立てなければならないことから、作成し承認をされたことにより公的部分の繰上償還が認められました。これは年の利率が６．０％以上が認められたわけでございます。先ほどお話ししましたように、８％から１．５％ぐらいの利率の借金を返していたわけでございますけれども、今後、高利な高利率６％以上が認められて、平成１

9年、20年にわたって39億4千5百万円の借換債ができました。その結果、利子分だけで10億円の効果を上げているといったところから、資料にもありましたように、経費回収率が平成17年の前回の検討委員会では60%に達成していなかったのが、77.4%まで到達することができたところでございます。そういったことから、決してわれわれも何もしていなかったわけではなく、これまでも努力しておりますけれども、先ほど市長からお話しがあった中で、100円のうち77円が使用料である。23円はやはり一般会計からまだ助けていただいております。その23円の部分をどのように改善していかなければならないかということで、使用料の見直しをしていくといったところになってきておりますので、そこを御理解いただいた中で、今後の検討委員会を進めさせていただければと考えているところでございます。

簡単でございますが、私の説明は以上でございます。

【委員長】 ただいま、2つのことを事務局から説明いただきましたけれども、これについて何か、御意見、御質問等ありましたら、お受けいたします。御要望ももちろん含めてです。いかがでしょうか。

今、課長と係長のお二人から説明いただいた資料7が今日の中では非常に大事な沿革も含め、これからの討論の骨と言うか根幹をなすところなので、もう一度しっかり持ち帰って勉強するということだろうと考えております。

それから、分流式という別格の39年度の話がありましたけれども、この分流式について下水道のシステムとして少し説明をお願いします。

【下水道計画係長】 下水道の排水、流し方については分流式と合流式がございます。合流式は汚水と雨水を一緒に混ぜて処理場にもって行ってそこで処理して流します。それに対して分流式というのは、汚水と雨水を別々の管で排除する方式でございます。一般的に汚水はトイレと台所、お風呂の水が入ったものを汚水と呼んでおります。これが処理場に直接行ってそこで処理して川に流している。雨水排除というのは、別に道路排水がありますので、その道路排水だけを取ってそれを川に直接流しております。これは処理場にいきません。先ほどお話ししました荒川右岸の区域につきましては、分流式でございますので、全部、汚水は汚水、雨水は雨水で排除する方式となっております。先ほど、小平市・小金井市・武蔵野市と言いましたけれども、これは一部の区域でございます。この一部が分流で、あとはほとんど合流式でございます。東京都23区はほとんど合流式がメインとなっております。近頃、足立区、板橋区、世田谷区の一部に分流式がありますけれども、ほとんど区部は合流式を採用しております。この合流式の改善点としまして、大雨が降るとどうしても処理場のほうに雨と汚水と一緒にになって行ってしまうので、所々に川に流す吐き出し口を設けておりまして、汚水と雨水の混じったものが少し出てきてしまうところがございます。その点を改善しようとする動きがありまして、合流式下水道の改善ということで東京都と市部の一部に合流式がありますので、その改善に努めているところがございます。

【委員長】 東久留米市は合流式をいままでやったことはないのですね。最初から分流式でスタートとこういうことでいいですね。

【下水道計画係長】 はい。分流式でスタートしております。

【委員】 黒目川とか落合川を散歩しておりますと、これはいかにも垂れ流しだな

あとと思える状況がありますが、あれは違法ではないですか。東久留米市の水洗化率が99%に達しているとのことですが、歩いているとそのまま流しているのではないかという状況がありますが。

【施設建設担当課長】 未接続が現時点で419件ございます。これは、法的には義務づけの拘束力がありません。下水管が整備されましたら速やかに接続してください。今、委員からお話しがありましたように、河川から生活排水、トイレの排水は浄化槽ですから、トイレの水は出てこないのですが、生活排水が流れてくるということでございます。汚水のほうについては、汲み取りか浄化槽ですから直接出てきませんが、台所やお風呂の水が流れていると。それが、今、大きな問題になっておりまして、下水道施設係が個別訪問で粘り強くお願いしている状況がございます。全体としては、99.2%までいっておりますが、残りの部分から出ているものがあるということから、どうしても目立ってしまっております。今後も、引き続き100%の普及率を目指して努力していくつもりでおります。また、市民の方にも1日も早く接続をしていただきたいと思っているところでございます。

【委員】 その400何件は、お金がないから自分ではできないということなのでしょうか。

【施設建設担当課長】 一番の理由はそうだと思います。ただ、アパートの大家さんと店子的问题があります。大家さんが建て替えまで待ってほしいと、店子さんはなんにも私がやることはないだろうと。あとは高齢世帯です。一番は費用の問題、二番目は借家の問題、三番目は高齢化ということでございます。

【委員長】 その他、御質問、御意見ございませんか。

【委員】 公債費について伺います。財務活動でずいぶん利息の借り換えなどがありますが、そもそも、この公債費は下水道使用を目的とした何かの債権が発行されているということなのでしょうか。それとも、市で全体の会計の中で、市債を発行して、そのトータルに対して下水道の割合を出して、ここに載っているのでしょうか。

【施設建設担当課長】 そうではなくて、あくまでも下水道会計として、国が認める借金これを政府債と言いますが、これが財政融資、郵貯、簡保というものが以前ありました。それ以外に、金融公庫それから東京都の基金を使った借金で、建設事業に対する借金が認められていたということで、市の借財とは別に下水道の事業として借金をしたものでございまして、それについての毎年の返済がこの公債費としてあがってくる金額ということでもあります。ですから、一般会計の中でということではなく、下水道会計としての借財の借金の部分の返済だということでございます。

【委員】 そうすると、今現在残っている債費の額、それと金利あと償還年数という資料はないのですか。

【施設建設担当課長】 あります。

【委員】 あとは、21年度の決算の数字は出ていますが、過去の分は。

【施設建設担当課長】 それもあります。今回は一応直近のものだけですから、これから先、実際にどれぐらいお金がかかるのかということを皆様に見ていただいて、御検討いただくのは3回目から御用意させていただきたいと思っております。

【委員】 繰上償還が認められたというのは、それは満期より前に当然繰り上げを

してもいいよということを国が認めたという形になるのですか。ということは、引き受け先が認めるとかいう問題ではなく――。

【施設建設担当課長】 結局、政府のほうには認めた市中銀行で借り換える。一回全部返してしまう。今、市中銀行ですと利率が安くなりますので、利息分の効果があります。元金はどこから借りるかが変わるだけであって、元金の返済は同じです。利率が6%以上のもので、39億あるわけですから、利息分だけで10億円の効果がございます。

【委員長】 今回のスケジュールは見学ですけれども、今までの料金改定も含めて単純に言えば、借金がなければ下水道料金だけで実際は回るのでしょうか。単純な話、経常経費としては。

【施設建設担当課長】 当然ながら、使用料で賄えれば、要するに汚水に関する維持管理費、それから汚水にかかる借財の返済、これが使用料で賄えれば100%だということでございます。それがいままで、100にするためには莫大な金額を使用料であげなければならず、これはできない。一度にできる状況ではないので、何回も検討していただいている。そして、ここまで努力して70%にいききましたけれども、たまたま21年度は77%になりましたが、この理由は市中銀行で借りた元金が2年据え置きになっております。それが22年度から、また、返し始めております。そのことから、また、回収率が落ちます。ですからこの数字がピークでした。返す金額があがってくるものですから、これから先見ていただくのは、過去の経過とこれから先、特に5年後の27年、プランという前期計画、そして、後期計画の32年というものを出示させていただきますので、皆様に見ていただければと思っております。平成30年までが、約10億以上の元利金の償還がございます。31年から7億ほどに落ちます。そういった部分で、どこのところをポイントに置きながら今回の改定をすると。今の社会情勢を踏まえましても、そんなに多額の改定率は難しいのではないかと考えておりますけれども、それも皆様の考えを伺いながら決めていければと思っております。

【委員長】 今日の全体の質問はよろしいですか。

この下水道の設備が、先人たちの御苦勞もあって、沢山の資本投下をしたと、こういことで、今、つけが回ってきて、これからどうするかという問題になりますが、これから経済もそう上向きなる状況にはないだけに、当時は急いでインフラ整備をしたのでしようけれども、その問題も含めて今日的課題として、検討委員会のみなさんのお考えをいただくということになると思います。特に資料7については、再度しっかりと目を通していただければと思っております。それでは、御意見、御要望についてはこれまでにしまして、次回以降の2回、3回のスケジュールについて事務局からお話しをいただきたいと思っております。

【施設建設担当課長】 事務局といたしましては、第2回は下水道事業に関しまして、御理解を深めていただきたく3月30日（水）午後1時集合で、下谷汚水ポンプ場の見学と荒川右岸東京流域下水道の清瀬の水再生センターで見学を行いたいと考えております。マイクロバスで市役所を出発し、下谷汚水ポンプ場、清瀬の水再生センターの順で観学を計画しております。なかなか皆様も行く機会も少ないと思っておりますの

で、ぜひとも御覧になって、どのように汚水が処理されているのかというものを見ていただければと考えております。また、2回目は見学ということでございますので、3回目の4月の検討委員会の日程も案として、市の財政事情ということで財務部より説明をする機会を設けておりますので、4月28日（木）に行ないたいと考えております。日程につきまして、委員長にお諮りいただければと思います。

【委員長】 それでは3月30日（水）午後から見学会、4月28日（木）第3回の検討委員会を開くということで、この2日間の事務局から提示のありました日程で皆さんいかがですか。

【委員】 28日は何時ですか。

【施設建設担当課長】 午後1時から1時半を予定しておりますが、1時半がよろしければ1時半にさせていただきます。

【委員長】 3月30日の時間と集合場所は。

【施設建設担当課長】 午後1時に駐車場入口のロータリーに集合願います。
開催通知は別途お送りさせていただきます。

【委員】 30日は何時ごろ終わりますか。

【施設建設担当課長】 予定は午後4時半着を考えております。

【委員長】 清瀬の水再生センターは御説明をいただくのですか。

【施設建設担当課長】 若干説明をしていただき施設見学をしたいと思っております。

【委員長】 それでは、第2回、第3回の日程につきましては御了解いただくということでよろしいですね——それではよろしく願いいたします。なお、事務局から御案内を出していただくということでお願いいたします。

本日は、朝早くから大変熱心な御討議をいただいたことを感謝いたします。

これで検討委員会を終了いたします。

午前12時10分 閉会